

AI 品質マネジメントイニシアティブ 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、AI 品質マネジメントイニシアティブの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)情報・人間工学領域インテリジェントプラットフォーム研究部門(以下、「インテリジェントプラットフォーム研究部門」という。)に、AI 品質マネジメントイニシアティブ(以下「本イニシアティブ」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本イニシアティブは、企業の AI ビジネスの遂行に必要となる AI の品質マネジメントを互助により支援することにより、AI の安全、安心な活用と、AI 活用ビジネスの健全な発展を目指すとともに我が国の AI ビジネスにおける競争力強化を目的とする。

(事業)

第3条 本イニシアティブは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 AI 品質マネジメントの関連情報調査と意見のとりまとめ、発信
- 二 AI 品質マネジメント実践支援資料の作成
- 三 AI 品質マネジメントのビジネスエコシステムおよび社会制度構築支援
- 四 その他、本イニシアティブの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本イニシアティブは、本イニシアティブの趣旨に賛同し、次条第1項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 法人会員は、法人又は団体とする。
- 二 個人会員は、本会則に賛同する個人とする。

(会員の入退会等)

第5条 本イニシアティブに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第 7 条第 1 項に定める会長(以下「会長」という。)あてに提出し、第 8 条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)で承認を得なければならない。

2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。

- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。
 - 一 本イニシアティブの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 二 本イニシアティブの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 三 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - 四 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。
- 5 事務局からの連絡が取れなくなるなど相応の理由がある場合は、会長が運営委員会と協議の上、退会とみなすことができる。

(会員の権利・義務)

- 第6条 会員は次の各号の権利を有する。
- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 法人会員は、第10条に定める総会(以下「総会」という。)に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1法人会員につき1とする。
 - 三 個人会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、本イニシアティブの目的を達成するため本事業に協力するものとする。
 - 二 会員は、本会則、本イニシアティブの定める規約その他本イニシアティブの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

(役員)

- 第7条 本イニシアティブに、次の各号に掲げる役員を置く。
- 一 会長1名 インテリジェントプラットフォーム研究部門の長又は産総研に所属する職員のうち、インテリジェントプラットフォーム研究部門の長が指名した者とする。
 - 二 副会長(広報担当) 1名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
 - 三 幹事若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
- 2 会長は、本イニシアティブを代表し、本イニシアティブを統括する。
- 3 副会長及び幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した副会長または幹事がその職務を代行する。
- 5 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 本イニシアティブの設立後最初の総会において幹事が決定するまでの間は、会長が幹事の職務を代行するものとする。

(運営委員会)

第8条 本イニシアティブの運営を円滑に行うために、本イニシアティブに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会は、会長、副会長又は幹事のいずれかの要求で開催され、委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会の議決権は、1構成員につき1とする。
- 5 運営委員会の決議は、構成員の過半数の賛成で決する。
- 6 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 7 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

(事務局)

第9条 インテリジェントプラットフォーム研究部門に本イニシアティブを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が指名した幹事及びインテリジェントプラットフォーム研究部門に所属する職員が務める。
- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
 - 二 本イニシアティブの事業計画案の策定業務
 - 三 本イニシアティブの会員及び関連機関との連絡調整業務
 - 四 本事業の実施に係る業務
 - 五 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
 - 六 その他、本イニシアティブの運営に必要と認められる業務

(総会)

第10条 会長は、少なくとも毎年度1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本イニシアティブの運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画の承認
 - 二 事業報告の承認
 - 三 幹事の指名承認
 - 四 本イニシアティブの設置期間の延長
 - 五 その他、運営に関する事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。

6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第11条 本事業を効率的に遂行するため、本イニシアティブにワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置を希望する会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。

- 一 ワーキンググループの名称
- 二 活動内容
- 三 設置理由
- 四 参加予定者

3 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定するものとする。

4 各ワーキンググループには、会長が指名する主査、副査を1名以上置き、各ワーキンググループを統括する。各ワーキンググループメンバーは、参加を希望する会員の中から、各ワーキンググループ主査が指名する。

5 会長が必要と認めたときは、ワーキンググループに顧問又は特別顧問を置くことができる。

6 各ワーキンググループは、必要に応じて細則を定めることができる。

(会計年度)

第12条 本イニシアティブの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本イニシアティブの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第13条 本イニシアティブの運営に必要な費用は、インテリジェントプラットフォーム研究部門の予算を支出する。

(情報の取扱い)

第14条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、開示することができる。

2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

3 本イニシアティブ名で活動成果の公開や、提言等を発信する際には、運営委員会で公開・発信内容を審議し、公開・発信の是非を定めるものとする。

4 ワーキンググループから活動成果や提言等を公開・発信する際は、当該ワーキンググループの主査が運営委員会に提案し、審議を求めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第15条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。
- 3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(輸出管理条項)

第16条 会員は本イニシアティブにおいて提供を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律228号。以下外為法という。)第6条第1項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第17条 本イニシアティブは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第2条に定める目的が達成された場合。
 - 二 本イニシアティブの運営が困難となった場合。
 - 三 その他解散が妥当と認められる場合。
- 2 本イニシアティブの解散は、運営委員会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第18条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第19条 本イニシアティブの設置期間は、2028年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第20条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、2024年12月24日から施行する。

本会則の第2版は2026年2月17日から施行する。

改訂履歴:

2024年12月18日 初版策定

2026年2月17日 第2版策定